

弁理士依頼から特許出願まで

発明審査委員会にて「愛知学院の職務発明・機関帰属」と認定された研究成果は、基本的に法人から特許出願が行われます。

まず、特許出願業務を依頼する弁理士を選定します。なお、弁理士にはそれぞれ専門分野がありますので、出願内容の分野を専門とする弁理士に出願依頼を行います。

弁理士が決まると、次は出願書類の作成を行います。特許出願時において、特許庁へ提出しなければならない書類は次の5つになります。

- (1) **願書** ... 出願人や発明者の氏名・住所等を記載する書類。
- (2) **明細書** ... 発明を創出するまでに至った背景や詳しい実施形態、実施例等を記載する書類。
- (3) **特許請求の範囲** ... 特許を受けたい発明の要件（権利の及ぶ技術的な範囲）を記載する書類。
- (4) **要約書** ... 発明の内容を簡潔に記載する書類。
- (5) **図面** ... 必要に応じて図面を提出することが可能。（必ずしも提出する必要はない。）

上記書類を作成すべく、発明者、弁理士、研究支援課で打合せを行います。打合せ内容に基づいて弁理士に上記書類の素案を作成してもらい、発明者・研究支援課が内容確認した後、特許庁へ提出します。

これで出願が完了となります。